



みやき町公告

特 定 事 業 の 選 定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、みやき町浄化槽整備推進事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成27年6月8日

みやき町長 末安 伸之



記

みやき町浄化槽整備推進事業については、当初の町の計画通り、民間活力の導入と、国の交付金、分担金及び使用料の収入により、適正な価格設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業をPFI事業として選定する。

以上